

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に関する照会書

令和3年11月9日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

住 所 東京都千代田区大手町一丁目6番1号
大手町ビルディング
名 称 ContractS 株式会社
代表者の氏名 代表取締役 笹原 健太

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社は、ContractS CLM という契約ライフサイクルマネジメントシステムの提供を通じて、契約領域の DX を推進している企業です。当社のサービスは、電子締結のみならず、契約書の作成、レビュー、承認、締結、管理を1つのプラットフォーム上で完結できるソフトウェアを提供することにより、従来の電子契約サービスと差別化を図っています。これにより、契約業務の効率性・生産性の向上、さらには契約コンプライアンスの推進による収益性の向上という価値をユーザーに提供することを目指しています。

ところで、建設工事の請負契約を締結するためには、建設業法で定められた一定の事項について、書面により署名又は記名押印のうえ相互交付するか、情報通信技術を利用する方法により交付する必要があります。しかし、後者の方法を利用するためには、建設業法施行規則で定められた一定の技術的基準（以下「技術的基準」といいます。）を充足する措置を講ずる必要があります、これが請負契約締結における電子化のハードルとなっています。

当社では、ContractS CLM の一機能として電子締結機能（以下「本サービス」といいます。）を提供していますが、本サービスを技術的基準に適合する仕様に変更することにより、情報通信技術を利用する方法による建設工事の請負契約を本サービスで締結可能としたいと考えています。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」及び「役務の新たな提供の方式の導入」に該当します。本サービスが技術的基準に適合することにより、本サービスのユーザー企業が、書面によることなく建設工事請負契約の作成、承認、締結及び管理という一連の契約業務を、システム上で完結することが可能となり、建設業における契約DXが一層推進されると考えています。

【需要獲得見込み】

本サービスを利用した建設工事請負契約の年間締結件数



3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 事業実施主体

本サービス提供事業者：当社

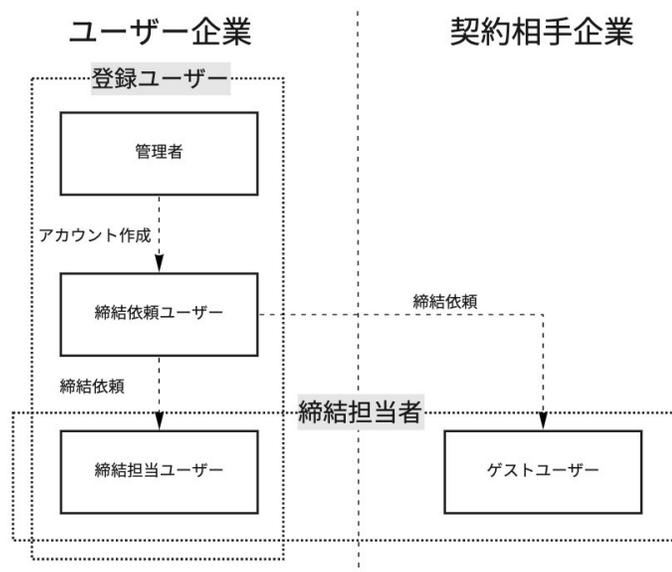
本サービス利用者：本サービスユーザー

(2) 事業概要

工事請負契約の電子締結を希望する者は、本サービスを以下の流れに沿って利用することで、建築業法の技術的基準を充足した形で契約を締結できると考えています。

ア. 関係当事者概要図

工事請負契約の電子締結を利用する際の関係当事者の概要は、以下のとおりです。



イ. 契約締結前の準備

① ワークスペース及び管理者アカウントの作成

本サービスの利用を希望する企業（以下「ユーザー企業」といいます。）は、本サービス利用規約に同意の上、当社に対して本サービス利用申込書を提出します。当社は、本サービス利用申込書に従い、ユーザー企業用の管理画面（以下「ワークスペース」といいます。）を作成し、ユーザー企業の管理者のメールアドレスを確認して、管理者のアカウントを作成します。

② 管理者による登録ユーザーのアカウント作成

管理者は、以下の何れかの方法により、ユーザー企業の社員（以下「登録ユーザー」といいます。）のアカウントを作成します。

	方法	説明
a	メールアドレス・パスワード	<ul style="list-style-type: none"> 管理者は、登録ユーザーとなる社員のメールアドレスを確認して、本サービスに登録します。この際、ログインIDとして、メールアドレスを利用するか、一意の番号（例：社員番号など）を設定するかを選択できます。 登録ユーザーとなる社員のメールアドレス宛に、本サービスからアカウント作成URLが記載されたメールが送信されます。 登録ユーザーとなる社員は、上記URLより本サービスにアクセスし、パスワード設定と利用規約への同意が完了すると、アカウントが作成されます。
b	ユーザープロビジョニング	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザー企業が、SCIM2.0規格(注1)に準拠したIDプロバイダー（例：Microsoft Azure Active Directory等）を利用している場合には、ユーザープロビジョニング(注2)を利用することにより、IDプロバイダーに登録されたユーザー情報をそのまま使用して本サービスのアカウント

		<p>ントを作成することすることが可能</p> <p>【手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者は、社員情報（氏名、メールアドレス等）をIDプロバイダーに登録した上で、当該社員に対してユーザー名と自動生成されたパスワードを共有します。管理者が、ユーザープロビジョニングの利用を当社に申請し、当社が有効化します。管理者が、IDプロバイダーと本サービスを連携させます。これにより、IDプロバイダーに登録されている社員情報（氏名、メールアドレス）を利用して、本サービス上で社員のアカウントが自動的に作成されます。 作成された社員のメールアドレス宛に、本サービスからメールアドレス認証用URLが記載されたメールが送信されます。 社員が、上記URLにアクセスすることで、本人確認と利用規約への同意が完了となります。 なお、ユーザープロビジョニングを利用する場合におけるログイン方法は、SSO（シングル・サインオン）（下記③c）を利用することとなります。 <p>(注1) SCIM (System for Cross-domain Identity Management) とは、ユーザープロビジョニングの自動化を可能にするオープン標準規格です。</p> <p>(注2) IDプロバイダー上でのユーザー追加・変更・削除を検出し、クラウドサービスのユーザー情報に自動反映する機能です。</p>
--	--	--

③ 登録ユーザーによる本サービスへのログイン

登録ユーザーは、以下の何れかの方法により、本サービスにログインします。

	方法	説明
a	メールアドレス・パスワード	<ul style="list-style-type: none"> 登録ユーザーは、ログインページにアクセスし、自身のメールアドレスと自ら設定したパスワードを入力してログインします。
b	ログインID・パスワード	<ul style="list-style-type: none"> 登録ユーザーは、ログインページにアクセスし、上記②aで管理者により指定された一意の番号（ログインID）と自ら設定したパスワードを入力してログインします。
c	SSO（シングル・サインオン）	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザー企業が、SAML2.0規格(注)を利用した外部のIDプロバイダー（Google Workspace、Okta、Microsoft Azure Active Directory等）を利用している場合には、これを利用したログインを利用することができます。 <p>【手順】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理者が、当社に依頼して、ユーザー企業のワークスペースのSAML認証機能を有効化します。 管理者が、ユーザー企業が利用しているIDプロバイダーと本サービスを連携させます。 登録ユーザーは、IDプロバイダーに登録されている自身のメールアドレスとパスワードを利用して、ログインします。 <p>(注) SAML (Security Assertion Markup Language) とは、異なるインターネットドメイン間でユーザー認証を行うための XML をベースにした標準規格です。</p>

ウ. 契約締結のフロー

(ア) ContractS CLM 上のテンプレートを利用して契約書を新規作成して締結する場合

① 管理者による ContractS CLM への契約書ひな型の登録

管理者が、ContractS CLM に、自社作成の契約書のひな型等をテンプレートとして登録します。

② 登録ユーザーによる契約書ひな型を利用した契約書の新規作成

登録ユーザーは、テンプレートを選択し、契約相手や契約条件などを入力することで、契約書を新規作成することができます。契約書の新規作成が完了すると、締結依頼を発行することが可能となります。

③ 締結依頼ユーザーによる締結担当者の情報の入力および締結依頼の発行

締結依頼を発行する登録ユーザー（以下「締結依頼ユーザー」といいます。）は、締結フローの発行画面において、締結担当者となる登録ユーザー（以下「締結担当ユーザー」といいます。）の情報を入力し、締結依頼の発行方法を選択します。また、締結依頼ユーザーは、契約相手企業の締結担当者（以下「ゲストユーザー」といい、締結担当ユーザーとあわせて、以下「締結担当者」といいます。）の情報を入力し、締結依頼の発行方法を選択します。

締結担当者の情報の入力方法は、以下の2通りがあります。

	方法	説明
a	登録ユーザーの中から選択して登録	登録ユーザーの中から締結担当ユーザーを指定する場合には、締結依頼ユーザーが、本サービスに登録された締結担当ユーザーの情報（氏名、メールアドレス等）を利用して、情報を入力します。
b	ゲストユーザーの情報を入力して登録	ゲストユーザーを指定する場合には、締結依頼ユーザーが、ゲストユーザーの情報（氏名、メールアドレス等）を入力します。

締結依頼の発行方法は、以下の2通りがあります。

	方法	説明
a	メール締結	<ul style="list-style-type: none">本サービスから送信される締結依頼メールより締結を依頼する方法です。具体的には、締結依頼ユーザーが、締結依頼ボタンを押すと、上記で入力された締結担当者のメールアドレス宛に、本サービスから自動的に締結依頼メールが送信されます。締結依頼メールには、締結用画面にアクセスするためのURL（以下「締結用URL」といいます。）が記載されています。
b	URL締結	<ul style="list-style-type: none">締結依頼ユーザーが自ら、本サービス上で生成された締結用URLを、締結担当者にメール等で共有して締結依頼する方法です。具体的に

	<p>は、締結依頼ユーザーが、締結依頼ボタンを押すと、締結用URLが発行され、本サービス上で表示されます。この際、締結依頼ユーザーは、締結用URLにアクセスするためのパスコードを設定できます。締結依頼ユーザーは、締結担当者に対して当該URL（及びパスコード）をメール送信するなどの方法により共有します。締結担当者は、締結画面にアクセスするに当たって、以下の流れに沿って、メールアドレスの所有確認が要求される点異なります。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 締結担当者は、締結用URLにアクセスし、自身のメールアドレスを入力します。 (2) 入力完了すると、当該メールアドレス宛に本サービスから認証コードが届きます。 (3) 締結担当者が本サービス上で認証コードを入力することにメールアドレスの所有確認が完了し、締結画面へのアクセスが可能となります。
--	---

依頼方法ごとの仕様の差異は、以下の通りです。

	メール締結	URL締結
締結用URLの共有方法	締結依頼ユーザーが本サービスに入力した締結担当者のメールアドレス宛に、本サービスから締結依頼メールが自動送信される	締結依頼ユーザーが締結担当者にメール等により共有する
締結用URLへのアクセス用パスコード設定	不可	可能
本サービス上での締結担当者のメールアドレスの所有確認	不要	必要
締結済み契約書ファイルの閲覧・印刷	可能（締結完了メール記載の閲覧用URLにアクセスする）	可能（締結完了メール記載の閲覧用URLにアクセスする）

④ 締結担当者による契約締結の意思表示

締結用URLを受け取った締結担当者は、本サービス上の締結画面で契約書ファイルを確認した後、締結ボタンをクリックすることにより、契約締結の意思表示を行います。

⑤ 本サービス上でのPDFファイルの生成

全ての締結担当者が本サービス上にて契約締結の意思表示を完了すると、契約書ファイルが本サービス上で自動的にPDF形式に変換されます。

⑥ 締結用PDFファイルへの電子署名及びタイムスタンプの付与【新機能】

上記⑤と同時に、締結用PDFファイルに自動的に当社名義の公開鍵暗号方式（RSA-2048bit）による電子署名が施されます。当該電子署名は、長期署名の標準規格（PaDES-LTV方式）に対応しており、一般財団法人日本データ通信協会が認定した事業者によるタイムスタンプが埋め込まれています。

なお、上記③で締結依頼が発行されてから締結担当者が契約締結の意思表示を完了するまでの間、契約書ファイルにアクセスできるのは締結依頼ユーザー及び締結担当者の

みであり、当社がその内容・過程に介入する余地はありません。

⑦ 書類 ID 及び署名者 ID の発行と契約書ファイルへの埋め込み【新機能】

上記⑤と同時に、契約書ファイルに対して本サービス上で一意となる UUID 4 フォーマットの ID（以下「書類 ID」といいます。）が発行され、契約書ファイルの各ページに埋め込まれます。また、締結担当者ごとに本サービス上で一意となる ID（以下「署名者 ID」といいます。）が発行され、契約書ファイルの中の、契約締結の意思表示を表象する手書きサイン又は印影画像付近に埋め込まれます。

(イ) ContractS CLM に Word 形式又は PDF 形式のファイルをアップロードして締結する場合

① 登録ユーザーによる契約書ファイルのアップロード

登録ユーザーが、ContractS CLM に Word 形式又は PDF 形式の契約書ファイルをアップロードします。

② 締結依頼ユーザーによる締結担当者の情報の入力および締結依頼の発行

前記(ア)③と同じです。

③ 本サービス上での PDF ファイルの生成及び書類 ID の発行【新機能】

締結依頼ユーザーが締結依頼を発行すると、本サービス上で、アップロードされた契約書ファイルと同内容の PDF ファイル（以下「締結用 PDF ファイル」といいます。）が生成されます。これと同時に、締結用 PDF ファイルに対して書類 ID が発行されて各ページに埋め込まれます。

④ 各締結担当者による契約締結の意思表示と電子署名の付与【新機能】

締結用 URL を受け取った締結担当者は、本サービス上で締結用 PDF ファイルを確認した後、締結ボタンをクリックすることにより、契約締結の意思表示を行います。

各締結担当者が本サービス上にて契約締結の意思表示を行う度に、締結担当者ごとに署名者 ID が発行されます。また、意思表示時点における締結用 PDF ファイルに対し、自動的に当社名義の公開鍵暗号方式（RSA-2048bit）による電子署名が施されます。当社による電子署名は、契約当事者の締結担当者の指示に基づき、当該契約当事者による意思表示が確認された後、意思表示の対象となった意思表示時点における締結用 PDF ファイルについて、当該契約当事者を代行して一回実施します。これらの一連の電子署名は、各契約当事者による意思表示の度に繰り返し実施されます。最終締結担当者の締結の意思表示に伴い施される電子署名は、長期署名の標準規格（PADES-LTV 方式）に対応しており、一般財団法人日本データ通信協会が認定した事業者によるタイムスタンプが埋め込まれています。

締結担当者が意思表示を完了してから、締結用 PDF ファイルに電子署名が施されるま

での間（一人の締結担当者についての電子署名が施されてから、他の締結担当者についての電子署名が施される間を含みます。）、締結用 PDF ファイルにアクセスできるのは締結依頼ユーザー及び締結担当者のみであり、当社がその内容・過程に介在する余地はありません。また、締結担当者も、締結用 PDF ファイルへの手書きサイン若しくは印影の付与、又は契約締結の意思表示以外は、本サービス上で締結用 PDF ファイルの内容・過程に介在する余地はありません。

エ. 締結完了後のフロー

① 締結完了メールの配信

締結完了後、本サービスから各締結担当者に対して締結完了メールが配信されます。締結完了メールには、締結用 PDF ファイルの閲覧・印刷及び締結証明書（下記③）のダウンロードを行うための画面にアクセスするための URL が記載されています。

② 締結済み契約書ファイルの閲覧及び印刷

締結完了後、締結担当者は、締結完了メールに記載された URL にアクセスすることにより、いつでも契約書ファイルを閲覧・印刷できます。また、登録ユーザーは、本サービスにログインすることにより、締結済み契約書ファイル及び締結証明書をいつでも閲覧・印刷できます。

③ 締結証明書の発行【新機能】

締結完了後、締結担当者及び登録ユーザーは、書類 ID、並びに各締結担当者の署名者 ID、メールアドレス及び本サービス上で契約締結の意思表示を行った時刻が記載された当社名義の締結証明書をダウンロードできます。

締結証明書

契約書名 守秘義務契約書
ファイル名 守秘義務契約書 .pdf
書類 ID [9a785127-2f10-b4ef-961c-5dc6056f2336](#)

締結者情報

2021/09/21 12:090 (JST)	締結者 ID	B2ABE4470CB309A1
	個人名または会社名	名前
	メールアドレス	mail@contracts.co.jp
2021/09/21 12:090 (JST)	締結者 ID	B2ABE4470CB309A1
	個人名または会社名	名前
	メールアドレス	mail@contracts.co.jp
2021/09/21 12:090 (JST)	締結者 ID	B2ABE4470CB309A1
	個人名または会社名	名前
	メールアドレス	mail@contracts.co.jp
2021/09/21 12:090 (JST)	締結者 ID	B2ABE4470CB309A1
	個人名または会社名	名前
	メールアドレス	mail@contracts.co.jp
2021/09/21 12:090 (JST)	締結者 ID	B2ABE4470CB309A1
	個人名または会社名	名前
	メールアドレス	mail@contracts.co.jp

1/1

2021/09/21 12:090 (JST)
9a785127-2f10-b4ef-961c-5dc6056f2336

発行者 : ContractS 株式会社

④ 電子署名及びタイムスタンプの内容確認【新機能】

締結依頼ユーザー及び締結担当者は、Adobe Acrobat Reader などのソフトウェアを利用して署名パネルを確認することにより、電子署名及びタイムスタンプの内容を確認できます。また、署名パネルの「署名の詳細」欄を確認することにより、全ての締結担当者の氏名・メールアドレス等を確認できます。

▽  バージョン 1 : Contracts Inc. により署名済み

署名は有効です :

信頼ソース取得元 : Adobe Approved Trust List (AATL)

文書 は、この署名が適用されてから変更されていません

署名者の ID は有効です

署名時刻は署名者のコンピューターの時計に基づいています。

署名は LTV 対応です

▽ 署名の詳細

理由 : 甲(sign1@example.com)乙(sign2@example.com)の合意により作成

証明書の詳細...

最終チェック日時 : 2021.08.05 19:06:09 +09'00'

フィールド : PDFL1 ページ : 1

[このバージョンを表示](#)

▽  バージョン 3 : SEIKO Timestamp Service. Accredited により署名済み

署名は有効です :

信頼ソース取得元 : Adobe Approved Trust List (AATL)

文書 は、この署名が適用されてから変更されていません

署名者の ID は有効です

署名はドキュメントタイムスタンプ署名です。

署名は LTV 対応です

> 署名の詳細

最終チェック日時 : 2021.08.23 20:11:59 +09'00'

フィールド : Signature2 (不可視署名)

[このバージョンを表示](#)

(3) 事業活動を実施する場所

オンライン上での提供

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

2021年11月頃

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

(1) 建設業法

(建設工事の請負契約の内容)

第十九条 (略)

2 (略)

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

(2) 建設業法施行規則

(建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の四 (略)

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

3 (略)

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

前記 3. (2) 記載の当社の新事業として、ウ. (ア)⑥⑦、ウ. (イ)③④、及びエ③④記載の新機能を実装した本サービスが、建設業法 19 条 3 項及び建設業法施行規則 13 条の 4 第 2 項各号の要件 (技術的基準) に適合するか。

<当社の考え>

(1) 結論

新機能を実装した本サービスは、技術的基準に適合すると考えています。

(2) 技術的基準の解釈

ア. 1号

令和 3 年 5 月 27 日、令和 3 年 4 月 2 日、令和 2 年 10 月 14 日付でそれぞれ発出されているグレーゾーン解消制度国土交通省回答 (あわせて、以下「グレーゾーン国交省回答」といいます。) は、同号の「ファイルへの記録を出力することによる書面を作成で

きる」という要件について、例えば、「契約書を PDF ファイルとして閲覧、印刷を行うことが可能である」ことにより充足すると述べています。

イ. 2号

グレーゾーン国交省回答は、「改変が行われていないかどうかを確認することができる措置」という要件について、例えば、「公開鍵暗号方式による電子署名又はタイムスタンプの付与の手続が行われる」ことにより充足すると述べています。

ウ. 3号

当該要件について、グレーゾーン国交省回答は、「契約の相手方が本人であることを確認することができる措置」という要件について、例えば、「契約当事者による本人確認措置を講じた上で公開鍵暗号方式による電子署名の手続が行われる」ことにより充足すると述べています。なお、令和2年10月14日付のグレーゾーン国交省回答は、メールアドレスを用いた本人確認を、「契約当事者による本人確認措置」として認めています。

(3) アップデート後の本サービスの技術的基準適合性

ア. 1号

前記3.(2)エ②に記載のとおり、締結担当者は、いつでも契約書ファイルをディスプレイ上で閲覧又は印刷することができるため、当該要件を充足します。

イ. 2号

前記3.(2)ウ(ア)⑥に記載のとおり、テンプレートを利用して契約書を作成する場合は、最終締結担当者による契約締結の意思表示後、契約書ファイルに対して、公開鍵暗号方式による電子署名及びタイムスタンプの付与を行います。当該契約書ファイルは、締結依頼ユーザーが締結依頼を発行してから、締結担当者が契約締結の意思表示を完了するまでの間、締結依頼ユーザー及び締結担当者のみが前記3.(2)ウ(ア)③④の方法によりアクセスでき、当社がその内容・過程に介入する余地はありません。また、当該電子署名は、契約書ファイル上に施され、署名パネルの「署名の詳細」欄を通して確認できます。さらに、締結担当者は、これらの契約書ファイルを、本サービス上において、いつでも確認できます。したがって、当該要件を充足します。

また、前記3.(2)ウ(イ)④に記載のとおり、Word形式又はPDF形式のファイルをアップロードして契約書を締結する場合は、各締結担当者が本サービス上にて契約締結の意思表示を行うたびに、契約書ファイルに対して公開鍵暗号方式による電子署名が施されます。また、最終締結担当者の契約締結の意思表示後に、公開鍵暗号方式による電子署名に加えてタイムスタンプが付与されます。当該契約書ファイルは、締結担当者が意思

表示を完了してから、締結用 PDF ファイルに電子署名が施されるまでの間（一人の締結担当者についての電子署名が施されてから、他の締結担当者についての電子署名が施される間を含みます。）、締結依頼ユーザー及び締結担当者のみが前記 3. (2) ウ(イ)②の方法によりアクセスでき、当社がその内容・過程に介入する余地はありません。また、当該電子署名は、契約書ファイル上に施され、署名パネルの「署名の詳細」欄を通して確認できます。さらに、締結担当者は、これらの契約書ファイルを、本サービス上において、いつでも確認できます。したがって、当該要件を充足します。

ウ. 3号

前記 3. (2) ウ(ア)③に記載のとおり、本サービスでは締結依頼ユーザーが複数の締結方法を選択することができますが、何れの方法を利用した場合であっても、締結担当者について、複数回の本人確認を行う仕組みを有しています。なお、締結依頼ユーザー自身も、前記 3. (2) イ②に記載のとおり本サービス登録時に本人確認を行っています。

すなわち、メール締結を利用する場合には、締結依頼ユーザーが締結担当者のメールアドレスを入力時に確認し、また、締結担当者が自身のメールアドレス宛に届いた締結用 URL にアクセスするという仕組みとなっています。URL 締結を利用する場合には、締結依頼ユーザーが締結担当者のメールアドレス宛に締結用 URL（及びパスワード）を直接送信し、また、締結担当者が自身のメールアドレスに届いた締結用 URL に（パスワードを利用して）アクセスし、さらにメールアドレスの所有確認を求められるという仕組みとなっています。

以上のとおり、メール締結、URL 締結の何れの方法であっても、締結担当者の本人性の確認が複数回行われる仕組みとなっているため、当該要件を充足します。

エ. 結論

以上より、本サービスを利用して工事請負契約を締結した場合、上記各号の要件を充足するため、技術的基準に適合すると考えられます。

7. その他

特になし。

以上